

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月21日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、21年9月20日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日（21年9月20日）及び資格取得日（同年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年9月20日から同年11月1日まで

年金事務所から送付されてきた「被保険者証返納のお知らせ」に記載されている資格喪失日（平成21年9月20日）と実際の退社日（22年9月30日）が違っていることに気付いたため、会社から年金事務所に対して、資格喪失日の訂正について届け出もらった。

しかし、申立期間については、年金事務所においては被保険者記録を訂正できない旨連絡を受けたので、当該期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成18年7月21日、資格喪失日が22年10月1日とされ、当該期間のうち、21年9月20日から同年11月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人から提出された給与明細書、同社から提

出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年4月から同年11月までは20万円、同年12月から15年11月までは18万円、同年12月から16年11月までは19万円、同年12月から17年11月までは22万円、同年12月から18年8月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の9万8,000円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成18年9月は26万円、同年10月から19年3月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間③は1万1,000円、申立期間④は1万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成14年4月から18年8月まで
② 平成18年9月から19年3月まで
③ 平成15年7月25日
④ 平成15年12月25日

申立期間①及び②について、A社勤務時に支給された給与額に比べて、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が低い。また、申立期間③及び④について、賞与の支給があり、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の標準報酬月額、並びに申立期間③及び④の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成18年3月から同年8月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

申立期間①のうち、平成14年4月から18年2月までの期間について、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、課税庁が保管する平成15年度から19年度までの申立人に係る給与支払報告書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（14年4月から同年11月までは20万円、同年12月から15年11月までは18万円、同年12月から16年11月までは19万円、同年12月から17年11月までは22万円、同年12月から18年2月までは24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答は得られないが、上記のとおり、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年5月11日に9万8,000円から24万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、

年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（24万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（9万8,000円）とされている。

しかし、申立期間②のうち、平成18年9月から19年2月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（18年9月は26万円、同年10月から19年2月までは24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち、平成19年3月について、申立人から当該期間に係る給与明細書の提出は無いものの、i) 申立人の取引銀行が保管する取引明細表によると、当該期間に係る給与振込額は、直前の期間に係る給与明細書により確認できる差引支給額（給与振込額）に近似していること、ii) オンライン記録によると、直後の期間の標準報酬月額が24万円とされていることから、申立人は、当該期間において、前後の期間と同額の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③及び④について、申立人から当該期間に係る賞与明細書の提出は無いものの、上記の取引明細表により、A社から申立人に対し当該期間に係る賞与の支給（賞与振込額）が確認できる。

また、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書に基づきA社における賞与支給及び社会保険料等の控除の状況について検証した結果、同社では、賞与支給額から当該額に見合う標準賞与額に0.005を乗じた額の厚生年金保険料を控除する取扱いであったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間③は1万1,000円、申立期間④は1万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③及び④の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認

められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、昭和58年4月から59年3月までは24万円、同年4月から61年3月までは30万円ぐらいの給与を受給していたにもかかわらず、標準報酬月額が低くなっている。調査して、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、昭和58年3月まで24万円とされていたが、同年4月から17万円に減額され、60年4月から30万円に増額されていることが確認できる。

また、当該名簿によると、申立期間当時、複数の同僚についても、申立人と同様に標準報酬月額が減額されていることが確認できるところ、申立人と同じ昭和58年4月1日に標準報酬月額が減額されている同僚から提出された給料支払明細書によると、当該同僚は、申立期間において、引き続き直前月の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社には、当時の代表社員であった叔父に頼まれて入社した。申立期間当時は、工事の現場監督として、同僚と共に現場勤務をしていた。」と主張しているところ、上述の同僚も、「自分は昭和55年にA社に入社し61年頃に退社したが、在職していた間は、自分と申立人は外に出て工事の現場で一緒に勤務していた。また、自分と申立人は、上司部下という関係

では無く、同じ職種の同僚であった。申立人の給与がいくらだったかは知らないが、私と同じぐらいで、特別に差があるようなことは無かったと思う。」と証言しており、申立人の主張とおおむね一致している。

加えて、オンライン記録により、申立人と上述の同僚の申立期間前後の期間における標準報酬月額は、ほぼ同水準であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、少なくとも上述の同僚の昭和 58 年 4 月の標準報酬月額（22 万円）と同額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に廃止されており、申立期間当時の事業主も、既に死亡しているが、上述の同僚の給料支払明細書により推認できる標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該同僚の給料支払明細書により推認できる標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成5年11月から7年9月までは17万円、同年10月から8年9月までは18万円、同年10月から9年9月までは19万円、同年10月から10年9月までは22万円、同年10月から15年3月までは20万円、同年4月は22万円、同年5月は20万円、同年6月は22万円、同年7月及び同年8月は20万円、同年9月は22万円、同年10月は20万円、同年11月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から15年11月まで

申立期間の標準報酬月額については、給与額より低く記録されているので、調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年11月から15年11月までの期間については、申立人から提出された給料明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給料明細書において確認できる給与額又は保険料控除額から、平成14年11月から15年3月までの期間、同年5月、同年7月、同年8月及び同年10月は20万円、同年4月、同年6月、同年9月及び同年11月は22万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成5年11月から14年10月までの期間については、申

立人から提出された預金通帳及び銀行から提出された当該預金口座の給与振込額の記録により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な給与額を支給されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様に、A社の複数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額が、当該期間において9万8,000円と記録されていることが確認できることから、同社の元事業主は、「当時は保険料を滞納していたので、保険料納付の負担を軽くするために、複数の従業員の標準報酬月額を9万8,000円として届け出て、一方で、本来の定時決定による標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していた。」と証言している。

さらに、申立人と同日に標準報酬月額が9万8,000円に減額されている同僚から提出された給料明細書によると、当該同僚は、当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額（9万8,000円）より高額な給与額を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから、既に特例法に基づき当該期間に係る記録訂正が行われている。

加えて、上述の特例法に基づく記録訂正により、複数の同僚の当該期間における初月（平成5年11月）の標準報酬月額は、申立期間直前（同年10月）の標準報酬月額と同額に訂正されており、オンライン記録によると、申立人の申立期間直前（同年10月）の標準報酬月額は、17万円であることが確認できることから、前述の元事業主の証言及び申立人の預金口座への給与振込の記録から判断すると、申立人は、当該期間において少なくとも17万円以上の給与額を支給され、当該給与額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成5年10月の記録から、同年11月から7年9月までは17万円、定時決定の算定月における給与振込額から推認される給与額の平均額から、同年10月から8年9月までは18万円、同年10月から9年9月までは19万円、同年10月から10年9月までは22万円、同年10月から14年9月までは20万円とし、また、上述のとおり、申立人の給料明細書により同年11月において標準報酬月額20万円に基づく保険料控除が認められることから、同年10月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上述のとおり、事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出ていた旨認めていることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和43年12月5日、資格喪失日は44年4月28日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から44年4月末まで

私は、兄の氏名と生年月日を使用しA社に勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業内容、複数の同僚の氏名及び社員寮での出来事について詳細に記憶しており、当該記憶の内容が申立期間当時の事業主及び社員寮の寮長の証言と一致していることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社に勤務した時は、兄の氏名及び生年月日を使用した。兄は、申立期間当時は姉の夫が経営する会社に勤務していた。」と証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の兄と同姓同名で同一生年月日の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和43年12月5日、資格喪失日は44年4月28日）が確認できる。

さらに、申立人の兄は、「申立期間当時は姉の夫が経営する会社に勤務していた。A社には勤務していない。」と証言しているとともに、申立人の姉も、「申立人の兄は、昭和43年頃から約3年間、私の夫が経営する会社で勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人のA社における資格取得日は昭和43年12月5日、資格喪失日は44年4月28日であると認められる。

また、昭和43年12月から44年3月までの標準報酬月額については、当該

未統合の被保険者記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月28日以降の期間について、A社は、「資料が無く、申立期間当時の事は何も分からない。」と回答している上、当該期間に同社の被保険者記録が確認できる複数の同僚からも、当該期間に係る申立人の勤務実態について証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年8月1日、資格喪失日が同年12月1日と記録され、当該期間のうち、同年11月30日から同年12月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年11月30日から同年12月1日まで

申立期間について、事業主が資格喪失年月日の訂正の届出を行っているが、年金額の計算の基礎となる期間となっていないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び在籍証明書により、申立人は、平成21年11月30日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該賃金台帳において確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行なわれていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場

合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 31 日から 42 年 3 月 1 日まで
② 昭和 42 年 4 月 30 日から 45 年 10 月 15 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 26 日から 48 年 8 月 21 日まで

私は、A社及びB社において、空白期間ができることなく継続して勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、「当時の資料が無いため、厚生年金保険のことは分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立期間①において勤務していたかどうかまでは覚えておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における1回目の厚生年金保険被保険者資格取得時の記号番号及び健康保険整理番号と、2回目の資格取得時に新たに付された当該番号が異なっていることが確認できる。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票、及びオンライン記録における申立人の被保険者資格喪失日（昭和41年8月31日）及び資格取得日（42年3月1日）は、いずれも一致している上、当該被保険者原票には「41.9.7」及び「42.3.14」と、社会保険事務所（当時）における被保険者資格の喪失及び再取得に係る届出に伴う処理年月日と見られる記載のほか、「証返41.9.6」と健康保険被保険者証の返納年月日と見られる記載も確認できる。

申立期間②について、上記のとおり、A社は、厚生年金保険に関しては不明と回答しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱

いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立期間②において勤務していたかどうかまでは覚えておらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録における申立人の被保険者資格喪失日（昭和42年4月30日）は一致している上、当該被保険者原票には「42.5.〇」及び「証返 42.5.12」と、社会保険事務所における被保険者資格の喪失届出に伴う処理年月日及び健康保険被保険者証の返納年月日と見られる記載が確認できる。

申立期間③について、B社の元請会社（C社）の現場担当社員及びB社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、当該複数の同僚等からは、申立期間③当時のB社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

また、B社は、昭和50年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、商標登記簿謄本によると、52年2月*日に破産終結していることから、申立人の申立期間③当時における厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における1回目の厚生年金保険被保険者資格取得時の記号番号及び健康保険整理番号と、2回目の資格取得時に新たに付された当該番号が異なっていることが確認できる。

加えて、B社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿、健康保険厚生年金保険被保険者原票、及びオンライン記録における申立人の被保険者資格喪失日（昭和45年11月26日）及び資格取得日（48年8月21日）は、いずれも一致している上、当該被保険者原票には「46.1.〇」及び「証返 46.1.5」と、社会保険事務所における被保険者資格の喪失届出に伴う処理年月日と見られる記載及び健康保険被保険者証の返納年月日と見られる記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 8 月 1 日まで

申立期間について、間違い無く A 社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の同僚の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は、昭和 51 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿謄本によると、54 年 12 月 * 日に解散している上、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚は、同社における被保険者記録が確認できない上、同僚が申立人と同期入社だったとする同僚については、姓のうち一字のみの記憶であることから同人を特定できないが、同社において当該一字を含む姓の者の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社の複数の同僚は、申立期間当時、同社には社員 50 人ぐらいが勤務していたと証言しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、被保険者記録が確認できる同僚は 23 人（同時最多在籍人員）であることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 21 日から 36 年 3 月 21 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 41 年 1 月 16 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定伺が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。